

令和5年5月24日（水）午前11時00分 判決言渡し

令和3年（ワ）第673号 女川原子力発電所運転差止請求事件

仙台地裁第2民事部 齊藤充洋（裁判長）、三貫納有子、東影将希

5

判決骨子

- (1) 人格権に基づく妨害予防請求としての差止請求においては、差止めを求める原告側において、人格権侵害の具体的危険の存在について主張立証すべき責任を負う。
- (2) 女川原子力発電所2号機の運転差止めの理由として原告らの主張する人格権の侵害は、女川原子力発電所2号機において放射性物質を異常に放出する事故が発生した場合に、原告らが実効性を欠く避難計画の下に困難な避難を強いられることにより、放射線に被ばくする危険性があるというものであるが、女川原子力発電所2号機において放射性物質が異常に放出される事故が発生する具体的な危険があることについての主張立証がなく、宮城県及び石巻市の避難計画が実効性を欠いていることをもって、直ちに原告らの人格権侵害の具体的危険の存在を認めることはできない。
- (3) したがって、原告らの人格権侵害を理由とする女川原子力発電所2号機の差止請求を認めることはできない。

20

以上